

議案第36号 専決処分した事件の承認を求めることについて

(習志野市税条例の一部を改正する条例の制定について)

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、習志野市税条例の一部を改正するに当たり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、承認を求めるものです。

主な改正点

固定資産税・都市計画税関係

- 1 独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業が廃止されることにより、固定資産税及び都市計画税の納税義務者の特例措置を廃止します。
- 2 地方税法施行令の改正により、耐震改修等を行った住宅に係る固定資産税の減額対象工事費の要件が平成25年4月1日から50万円超（現行30万円以上）とされました。このことに伴い、同日前に契約が締結された工事で、その費用の額が30万円以上50万円以下のものについて耐震改修に係る固定資産税の減額を受けようとする場合は、申請書に添付する書類として、新たに当該工事に係る契約をした日を証する書類を追加します。

(専決処分日)

平成25年3月31日

(施行期日)

平成25年4月1日